

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 8 月 30 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700069号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700046号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成14年12月から平成15年2月まで
② 平成15年6月
③ 平成15年12月

私は、平成14年12月頃からA社に勤務していたが、請求期間①の厚生年金保険の被保険者記録がない。また、同社において、入社から年俸制に移行するまでの一年間ぐらいは、請求期間②及び③に賞与を支給されていたと思う。請求期間①、②及び③について、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の記録により、請求者は、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、平成17年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、平成21年11月30日に株主総会の決議により解散しており、請求期間①当時の代表取締役及び請求者が名前を挙げた派遣元責任者に照会したものの、回答を得ることができないことから、請求者の請求期間①に係る勤務状況、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間①の給与明細書等を所持しておらず、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②及び③について、請求者は、A社において、入社から年俸制に移行するまでの一年間ぐらいは賞与を支給されていたと主張している。

しかしながら、A社は上記のとおり厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、既に解散しており、請求期間②及び③当時の代表取締役等に照会したものの、回答を得ることができないことから、請求期間②及び③において請求者に賞与が支払われた事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者の請求期間②及び③に係る賞与振込金融機関に預金取引内容を照会したが、同金融機関は、保存期間経過により請求者の預金取引明細表を発行できないと回答している。

このほか、請求者は、請求期間②及び③に係る賞与支給明細書を所持しておらず、請求者の請求期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700071号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年1月21日から同年10月1日まで

私は、昭和44年10月から昭和46年2月までの期間及び昭和49年8月から昭和50年3月までの期間について、A社で正社員として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。この度、企業年金連合会から届いた老齢年金再裁定の通知文では、B厚生年金基金における加入期間が、昭和44年10月から昭和50年3月までとなっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

元同僚は、請求者が請求期間についてもA社において継続して勤務していたと回答・陳述していることから、請求者は、請求期間についても同社において継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は、昭和59年12月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主の所在も確認できないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者はA社が加入していたB厚生年金基金(当時は、C厚生年金基金。平成*年*月*日に解散)の記録を承継した企業年金連合会が発行した老齢年金再裁定の通知文には、同基金に係る請求者の加入期間は昭和44年10月から昭和50年3月までになっていると主張しているが、同連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」によると、請求者の同基金における加入期間は、昭和44年10月6日から昭和45年1月21日までの期間、同年10月1日から昭和46年2月28日までの期間及び昭和49年8月1日から昭和50年3月21日までの期間であり、請求者は、請求期間において同基金の加入員となっていないことが確認できる。

なお、企業年金連合会は、老齢年金再裁定の通知文には同一基金において資格記録の取得・

喪失が複数回あった場合は、最初に取得した月（昭和 44 年 10 月）と最後に喪失した月（昭和 50 年 3 月）を記載していると回答している。

また、社会保険オンラインシステムによる請求者の旧姓を含む氏名検索をしたが、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であった記録を確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間の給与明細書等を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。